

## 抹消登録

お持ちの車検証上に記載される氏名や住所等から婚姻や転居等により変更がある場合は、現在までの変遷（つながり）を確認できる住民票等が必要です。（2回以上の転居等で住民票だけでは変遷（つながり）が追えない場合は、住民票の除票や戸籍の附票もご用意下さい）

※法人の場合は商業登記簿謄（抄）本等が必要です。

## ◎一時抹消登録

### 提出書類

#### 1. 一時抹消登録申請書

- ①OCR 申請書第3号様式
- ②所有者本人が直接申請する場合は実印を押印
- ③登録識別情報の通知を受けている所有者が、登録識別情報の提供を電子的にできないときは、登録識別情報の記入が必要

#### 2. 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書

自動車検査登録印紙を貼付、キャッシュレスの場合はその旨記載。

#### 3. 所有者の印鑑（登録）証明書

- ①発行されてから3ヶ月以内のもの
- ②申請人（所有者）が支配人による申請の場合は登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書を添付
- ③所有者が未成年者で印鑑（登録）証明書が発行されない年齢の場合は印鑑（登録）証明書に代えて住民票を添付
- ④申請人（所有者）が外国人で印鑑（登録）証明書の提出ができない場合には大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書であれば印鑑（登録）証明書とみなす
- ⑤申請人（所有者）が外国法人で国内に拠点がなく印鑑（登録）証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付。

#### 4. 所有者の委任状

①代理人による申請の場合に限り必要

②実印を押印

## 5. 自動車検査証

限定自動車検査証が交付されている場合は限定自動車検査証。

## 6. 自動車登録番号標

## 7. 事業用自動車等連絡書

自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要。

## 8. その他

①自動車検査証を盗難又は遺失等し返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名のある理由書を添付

②自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

③一時抹消登録と同時に、移転登録又は変更登録を申請する場合は申請人の委任状について各々の委任項目を併合できる

※登録識別情報の通知を受けているものにあつては、登録識別情報の提供が必要。

※転入抹消登録について

添付書類については、抹消登録と同時に、管轄変更を含む移転登録又は変更登録を申請するもので、各々の添付書類は前述によるものとする。この場合、同時になされる変更登録については使用の本拠の位置のみによる管轄変更をも認めるものとする。なお、自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名のある理由書が必要。自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書が必要。

※自動車登録番号標を返納できない場合において、盗難又は遺失若しくは紛失以外の理由では抹消登録申請は受理されません。

## ◎輸出抹消仮登録

自動車を輸出する場合に必要な手続きです。

### 提出書類

#### 1. 輸出抹消仮登録申請書

- ①OCR 申請書第 3 号様式の 2
- ②所有者本人が直接申請する場合は実印を押印
- ③輸出の予定日を記入
- ④登録識別情報の通知を受けている所有者が、登録識別情報の提供を電子的にできないときは、登録識別情報の記入が必要

#### 2. 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書

自動車検査登録印紙を貼付、キャッシュレスの場合はその旨記載。

#### 3. 所有者の印鑑(登録)証明書

- ①発行されてから 3 ヶ月以内のもの
- ②申請人(所有者)が支配人による申請の場合は商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書を添付
- ③所有者が未成年者で印鑑(登録)証明書が発行されない年齢の場合は印鑑(登録)証明書に代えて住民票を添付
- ④申請人(所有者)が外国人で印鑑(登録)証明書の提出ができない場合には大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書であれば印鑑(登録)証明書とみなす
- ⑤申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付。なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付

#### 4. 所有者の委任状

- ①代理人による申請の場合に限り必要
- ②実印を押印

#### 5. 自動車検査証

限定自動車検査証が交付されている場合は限定自動車検査証。

#### 6. 自動車登録番号標

## 7. 事業用自動車等連絡書

自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要。

## 8. その他

- ①自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名のある理由書を添付
- ②自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書
- ③輸出抹消仮登録と同時に、移転登録又は変更登録を申請する場合は申請人の委任状について各々の委任項目を併合できる

※登録識別情報の通知を受けているものにあつては、登録識別情報の提供が必要。

## ◎永久抹消登録

大型特殊自動車及び被けん引自動車を除く登録自動車で自動車リサイクル法に基づき適正に解体された旨の報告記録がなされたもの

### ○提出書類

#### 1. 永久抹消登録申請書

- ①OCR 申請書第 3 号様式の 3
- ②所有者本人が直接申請する場合は実印を押印
- ③解体報告記録がなされた日、解体に係る移動報告番号を記載
- ④登録識別情報の通知を受けている所有者が、登録識別情報の提供を電子的にできないときは、登録識別情報の記入が必要

#### 2. 手数料納付書

手数料は無料。

#### 3. 所有者の印鑑(登録)証明書

- ①発行されてから 3 ヶ月以内のもの
- ②申請人(所有者)が支配人による申請の場合は登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書を添付
- ③所有者が未成年者で印鑑(登録)証明書が発行されない年齢の場合は印鑑(登録)証明書に代えて住民票を添付
- ④申請人(所有者)が外国人で印鑑(登録)証明書の提出ができない場合には大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書であれば印鑑(登録)証明書とみなす
- ⑤申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付。なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付

#### 4. 所有者の委任状

- ①代理人による申請の場合に限り必要
- ②実印を押印

#### 5. 自動車検査証

限定自動車検査証が交付されている場合は限定自動車検査証。

## 6. 自動車登録番号標

### 7. 所有者の氏名又は名称の変更の事実、若しくは住所のつながりが証明できる書面（所有者の氏名又は名称、若しくは住所に変更がある場合）

- ①所有者が個人の場合で住所の変更があった場合
  - ・住所のつながりが証明できる住民票又は住民票の除票、戸籍の附票
- ②所有者が個人の場合で氏名の変更があった場合
  - ・氏名の変更の事実が証明できる戸籍謄(抄)本又は戸籍の全部(個人)事項証明書若しくは住民票
- ③所有者が法人の場合で住所の変更があった場合
  - ・住所のつながりが証明できる商業登記簿謄(抄)本又は閉鎖謄本、登記事項証明書
- ④所有者が法人の場合で名称の変更があった場合（合併・分割を除く）
  - ・名称の変更の事実が証明できる商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書
- ⑤所有者の住所の変更の原因が住居表示の変更の場合
  - ・個人…市区町村の発行した住居表示の変更の証明書
  - ・法人…商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書、若しくは住居表示の変更の証明書
- ⑥上記の各書面は原本を提出するものとし、市区町村の発行した住居表示の変更の証明書は写しで可とする

## 8. 事業用自動車等連絡書

自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要。

## 9. その他

- ①自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名のある理由書
- ②自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書
- ③永久抹消登録と同時に、移転登録又は変更登録を申請する場合は申請人の委任状について各々の委任項目を併合できる
- ④永久抹消登録申請においてその所有者が死亡している場合、相続人のうち1名の申請によるものも受理する。この場合、相続による移転登録はしない。その際、被相続人と申請人の相続関係及び被相続人の死亡が確認できる戸籍謄本等を併せて添付。

- ⑤登録識別情報の通知を受けているものにあつては、登録識別情報の提供が必要。

## ○自動車重量税の還付申請を伴う場合の追加提出書類

### 1. 自動車重量税還付申請書（永久抹消登録申請書と兼用）

①金融機関名、支店名、口座番号、口座種類等を記載

2. 代理人申請の場合、所有者の記名のある委任状（永久抹消登録の委任状と併用することも可）

3. 自動車重量税還付金の受領権限を委任する場合は、所有者の記名のある委任状